平成16年度九大規程第153号施 行:平成17年 4月 1日最終改正:平成27年 3月18日(平成26年度九大規程第98号)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、臨床助教の称号付与に関し必要な事項を定めるものとする。 (資格)
- 第2条 臨床助教の称号は、九州大学病院に在職する医員で、助教相当の診療及び研究業績を有すると認められるものに付与するものとする。

(審議機関)

- 第3条 前条の付与は、病院運営会議の議を経て、総長が行うものとする。 (毛続)
- 第4条 称号付与に関する手続は、助教の選考手続に準じて行うものとする。 (通知)
- 第5条 臨床助教の称号を付与することとしたときは、書面により、その旨を本人に通知するものとする。

附則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成18年度九大規程第102号)
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成26年度九大規程第98号)
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。